

半田市移動式赤ちゃんの駅の貸出について

【目的】

市内で開催されるイベントに、乳幼児のおむつ交換や授乳を行うためのスペースとして移動式赤ちゃんの駅を貸し出すことにより、乳幼児を連れた保護者が安心してイベントに参加できる環境づくりを推進し、子育て支援に資することを目的とする。

【貸出しの条件】

次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内でイベントを主催する団体
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動を目的としないイベント
- (3) 乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント
- (4) 法令又は公序良俗に反しない団体及びイベント

【貸出しの申込み】

- (1) 半田市移動式赤ちゃんの駅貸出申請書に必要な書類を添付し、市長に提出する。
- (2) 申請者は、貸出しを受けようとする日の3月前の日から14日前の日までに申請書を提出する。

【貸出しの承認等】

- (1) 申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、半田市移動式赤ちゃんの駅貸出承認書又は半田市移動式赤ちゃんの駅貸出不承認書により申請者に通知する。
- (2) 貸出しの希望期間が重複する複数の申込みが同時にあった場合は、市が主催するイベントを最優先とし、次に協賛するイベントを優先とし、その他は、原則として先着順とする。

【貸出しの期間】

貸出期間は、イベントの実施期間に前後1日を加えた期間とし、最長7日とする。ただし、貸出しが重複しない場合は、この限りでない。

【貸出料】

無料。

【貸出し及び返却】

- (1) 使用者は、原則として自ら半田市子育て支援センター（クラシティ3階）において移動式赤ちゃんの駅を直接借り受け、返却する。
- (2) 使用者は、返却時に移動式赤ちゃんの駅に破損、汚損等がないか十分確認したうえで返却する。

【使用上の遵守事項】

- (1) 第三者に権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 申請書に記載のイベント以外には使用しないこと。
- (3) 移動式赤ちゃんの駅使用説明書に従い適正に管理し及び使用すること。

- (4) 予め定められた期限までに返却すること。
- (5) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

【貸出承認の取消し】

- (1) 使用者が上記使用上の遵守事項に掲げる事項を遵守しなかった場合、又は、規定に違反した場合は、貸出承認を取り消すことができる。
- (2) 市長は、前項の規定により貸出承認を取り消した場合は、半田市移動式赤ちゃんの駅貸出承認取消書により使用者に通知する。
- (3) 前2項の場合において、既に貸出しを行っている場合は、市長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。
- (4) 貸出承認の取消しにより使用者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

【原状回復】

- (1) 移動式赤ちゃんの駅を破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。
- (2) 補修等が困難な状態まで破損又は汚損している場合は、使用者に対し実費弁償を求める。

【市の責任】

移動式赤ちゃんの駅の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。